

<作成予定案①>

■このページの目的

ページにおける目的の説明を挿入予定。

ここでは、車いす使用者がお店に入れない理由や視覚障がい者が横断歩道を渡れない理由について考え、言語化してもらうことにより、自分自身に「できなくてかわいそう」等の偏見や思い込みという「心のバリア」がないか、気づいてもらうこと

1 まちの中にあるバリア

イラストを見て、ワークをやってみましょう！

ワーク ① Aさんは何を思っているのでしょうか？

② Aさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

2

ワーク ① Bさんはなぜ困っているのでしょうか？

② Bさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

3

■具体的な事例

実際にまちの中にあるバリアによって、日常生活に不便を生じている方のリアルな声を、2023年12月実施のヒアリングを元に作成する。

■授業の流れ

ここでは、指導者が授業に使用する際の<導入>や<展開>について説明予定。

※小学校学習指導要領（平成29年告示）解説の「特別の教科 道徳編」や「総合的な学習の時間編」を参考にしながら、指導主事等と連携して作成。

※参考資料として、文部科学省の「心のバリアフリーノート」についても紹介。

<作成予定案②>

■このページの目的

ページにおける目的の説明を挿入予定。

ここでは、車いすAさんがお店の人にスロープを用意してもらう、視覚障がい者Bさんが声をかけてもらって横断歩道を渡るなど、合理的配慮や声かけによってまちのバリアがあっても解決する方法があることに気づいてもらうことを目的とする。



■具体的な事例

ここでの解決策以外に考えられる例（車いすAさんであれば、商品のテイクアウトを行う、テラス席を用意してもらう等）や、実際にまちの中であった声かけなどで、助かった、ありがたかった例、声をかけてもらった側の気持ちについて、2023年12月実施のヒアリングを元に作成する。

■授業の流れ

ここでは、指導者が授業に使用する際の<導入>や<展開>について説明予定。

※小学校学習指導要領（平成29年告示）解説の「特別の教科 道徳編」や「総合的な学習の時間編」を参考にしながら、指導主事等と連携して作成。

<作成予定案③>

■このページの目的

ページにおける目的の説明を挿入予定。

ここでは、肢体不自由者が困っていること、そのためにまわりができることを知り、実際の場で同じようなことが起きたときに自分ならどのような行動をするかを目的とする。

3 いろいろな人の声を聞いてみよう

～困っていること・私たち、まわりができること～

3-1 肢体不自由者（車いす・杖を使っている人など）

困っていること



車いすを使っている人

- 坂道や、でこぼこした道を通るのが大変です。下りを怖いと思う人もいます。
- 高いところにある物を取ったり、床に落ちた物を拾ったりすることがむずかしいです。
- 階段やエスカレーターが使えないので、エレベーターを使います。
- トイレを使うときは、広いスペースが必要です。

困っていること



杖を使っている人、手足の一部が麻痺している人

- 物を持ったり、文字を書いたりすることがむずかしい人もいます。
- バランスを崩しやすい人もいます。電車やバスで立っていることがむずかしいです。

私たち、まわりができること

- エレベーターしか使えない人がスムーズに使えるように、階段やエスカレーターを使うときはそちらを使いましょう。
- 電車やバスの優先席は、あなた自身が席をゆずれるときは席をゆずりましょう。
- 駐車場の優先スペースは車いす利用者などのために空けておきましょう。（くわしくは23ページ）



音声コード Uni-Voice

10

車いすを使っている人への対応

その人の車いすに合わせた対応が必要なので、どのようにお手伝いをすればよいのか、まず車いすを使っている人に確認しましょう。

その2 一人でお手伝いできない場合は、まわりの大人に声をかけましょう。



車いすから降りるときは

少しでも車いすから降りるときは、必ずブレーキをかけます。ほんの少しでも地面が弱めになっていると動き出し、危険だからです。

坂道るときは

（上り）持ち手をしっかり握って、力を入れながらゆっくり押します。

（下り）持ち手をしっかり握って、手が離れないように注意します。急な下り坂の場合は、後ろ向きに下りる方法もあります。

コラム

車いすの種類を紹介

車いすにはいろいろな種類があります。「手動車いす」や「電動車いす」のほかに、「子ども用車いす」などがあります。



*酸素や障がいがある子どもが利用するものです。ベビーカーと同じような形でも、その人に合わせてつくられているので簡単に折りたためることができません。



音声コード Uni-Voice

11

■具体的な事例

2023年12月実施のヒアリングと市民意見募集の結果で掲載しきれなかった当事者の困りごとを元に作成する。

■授業の流れ

ここでは、指導者が授業に使用する際の<導入>や<展開>について説明予定。

※小学校学習指導要領（平成29年告示）解説の「特別の教科 道徳編」や「総合的な学習の時間編」を参考にしながら、指導主事等と連携して作成。

<作成予定案④>

■このページの目的

ページにおける目的の説明を挿入予定。

ここでは、ハード面のバリアフリーが進んでいたとしても、エレベーターやトイレ、駐車区画など、真に必要な人たちが必要な時に利用できるよう、周りの人が配慮する必要性について理解してもらうことを目的とする。

4 もっとバリアフリーを進めるために

まち（社会）の中では、建物や道路、公園、駅などのバリアフリーが進んでいます。

例えば、段差解消のためのエレベーター、車いす使用者などが使えるトイレや駐車場、視覚障がい者が歩くための手がかりになる点字ブロックなどの整備です。

そのため、車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、ベビーカーを押している人、子ども、高齢者など、さまざまな人たちがまち（社会）の中を移動して、外での買い物や食事、仕事がしやすくなってきています。

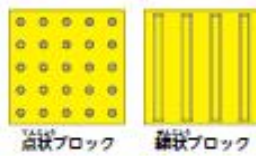


しかし、まち（社会）の中にあるバリアフリー設備について、本当に使いたいときに使えないことがあり、困っている人もいます。

21ページまで読んで勉強した内容を元に、私たちができることはなにか考えてみましょう。

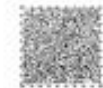
点字ブロック

正式な名前が「視覚障がい者誘導用ブロック」です。



点字ブロックは危険なところや注意が必要なところを伝える点状ブロック（警告ブロック）と、行き先まで案内する線状ブロック（誘導ブロック）があります。

目の不自由な人が手がかりにしているため、点字ブロックの上で立ち止まったり、自転車や物を置いたりしないようにしましょう。



音声コード: Umi-Voice

22

本当に使いたい人が使えるようにしましょう！

<エレベーター>

エレベーターしか使えない人（例えば、車いすやベビーカーなど）がいます。

エレベーターが混んでいるとき、エレベーター以外を使える人は階段やエスカレーターを使いましょう。



<バリアフリートイレ>

車いすを使っている人が利用するとき、車いすの向きを変えられるように広くつくられているトイレです。

そのほか、大人のおむつ替えにも使える大きなベッドや、人工肛門、人工膀胱の人が排泄物を流すための設備や、ベビーベッドやベビーチェアがあったりします。



<障がい者用駐車区画、思いやり駐車区画>



障がい者用駐車区画は、車いすを使っている人など、車の乗り降りに広いスペースが必要な人のためのスペースです。思いやり駐車区画は、杖を使っている人や妊婦・子育て中の親などのためのスペースです。



音声コード: Umi-Voice

23

■具体的な事例

実際にまちの中にあるバリアによって、日常生活に不便を生じている方のリアルな声を、2023年12月実施のヒアリングを元に作成する。

■授業の流れ

ここでは、指導者が授業に使用する際の<導入>や<展開>について説明予定。

※小学校学習指導要領（平成29年告示）解説の「特別の教科 道徳編」や「総合的な学習の時間編」を参考にしながら、指導主事等と連携して作成。

※参考資料として、ピクトグラムのJIS等も取り入れる。

<作成予定案⑤>

■このページの目的

ページにおける目的の説明を挿入予定。

ここでは、「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を町田市で制定したことやそれに伴い、町田市民が取り組んでいくべき内容について理解し、これまでの項目で学んできたことを活かしてもらうことを目的とする。

5 みんなが暮らしやすいまちをつくらう

私たちが住んでいるまち（社会）の中には、子どもから大人、障がいがある人もない人も、いろいろな人が暮らしています。

町田市では、まち（社会）の中にある「バリア」をなくす取り組みを行い、みんなが暮らしやすいまちづくりを進めてきました。しかし、障がいがない人にはバリアを感じないことも、障がいがある人にはバリアとなって困ることがあります。

障がいがある人が更に「自分のしたいこと」ができるまち（社会）にするため、「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」をつくりました。

この条例*では、「したいことがあるけれど、バリアがあって困っているのを解決してほしい」と相談があったら、その解決方法をおたがいで話し合っ「合理的配慮」をしましょう、というルールを決めています。

みんなで力を合わせて、誰もが「自分のしたいこと」ができる暮らしやすいまち（社会）をいっしょにつくっていきましょう。

* 条例とは市のルールや決まりのことをいいます。

コラム 合理的配慮ってなに？〈車いすを使っているAさんの場合〉

車いすを使っているAさんは階段しかなくて、中に入れません。店員さんに相談すると、取り外しができるスロープがお店にあると教えてくれました。そこで、Aさんはそのスロープを使いたいと伝え、店員さんはスロープを用意しました。このように話し合い、おたがいが納得のいく方法を見つけ、その方法で行うことを「合理的配慮」といいます。

イラスト/ Raito

みなさんといっしょに
取り組んでいく
町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例

音声コード Uni-Voice

26

6 先生や保護者の方へ（用語集）

6-1 用語の説明

(1) 心のバリアフリー

町田市福祉のまちづくり総合推進条例では、「心のバリアフリー」について、「心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方をいう。」と定義しています。

すべての人が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加できるよう、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要があります。

(2) 障害の社会モデル

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁（バリア）と向き合うことによって発生するという考え方です。そのため、障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の課題として捉えます。

(3) 合理的配慮

障がい者から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応することです。お互いに建設的に話し合い、納得のいく方法を見つけることが重要です。

6-2 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」について

町田市では、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができるよう共生社会の実現を目指すため、2024年10月に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を施行しました。

本条例の主な特長は次の5つです。

- 1 不当な差別的取扱いの禁止
- 2 合理的な配慮
- 3 障がい、障がい者及び「障害の社会モデル」に対する理解促進
- 4 建設的対話
- 5 差別に関する相談体制

音声コード Uni-Voice

27

■その他の対応

条例の啓発のために、必要に応じて、出前授業の実施や社会福祉協議会による福祉学習の紹介を行い、授業の参考としてもらう。

■授業の流れ

ここでは、指導者が授業に使用する際の<導入>や<展開>について説明予定。

※小学校学習指導要領（平成29年告示）解説の「特別の教科 道徳編」や「総合的な学習の時間編」を参考にしながら、指導主事等と連携して作成。